

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第一部 労働者状態

V 労働者の生活

3 税・社会保険料等負担の増大—勤労者世帯における非消費支出

減税見送りによる勤労者世帯の税負担

「増税なき財政再建」とは名ばかりで、五年連続の所得減税見送りによる実質増税と防衛費の突出とはうらはらな福祉予算の切り下げが国民生活を圧迫しつつある。所得税は累進税率になっているため、名目賃金が上がり高い税率のランクに入ると、収入の伸び以上の重い税負担になる。このため一九七七年まではほぼ毎年物価上昇に見合うかたちで課税最低限を引き上げる物価調整減税がおこなわれてきていた。ところが七八年以降財政再建を理由に、夫婦と子供二人の標準世帯で年収二〇一万五〇〇〇円という課税最低限はすえおかれたままである。そこで勤労者世帯におけるその税負担について、朝日新聞社が試算したところ(一九八一年一月一二日付『朝日新聞』・第50表)によると、(1)国税庁の民間給与実態調査結果でみた七七年から八〇年にかけての給与所得者年平均の伸び率は六・五%、この間に民間企業平均年収は二六%伸びたものの、所得税住民税をあわせた税金の方は三〇〇万円世帯で二倍強、五〇〇万円世帯で七三%、七〇〇万円世帯で六五%も増えた。(2)税金や社会保険料等を差し引いた可処分所得つまり手取り収入をみると、毎年六・五%のベアがあっても、三階層いずれも五%から六%の伸びにとどまり、この伸び率をこえる消費者物価の上昇があれば実質減少となる。また、民間有力単産で構成する政策推進労組会議が加盟八単産から選ばれた組合員二〇〇人を対象に、七五年以降八〇年までの源泉徴収表と各年七月分の給与支払明細書にもとづいておこなった「年収に占める税金、社会保険料の負担と可処分所得の実態調査」結果によってみても、(1)現状のままでは年収が一%増加すると税金は二・五%も増加する。また(2)社会保険料を年収と比較すると、年収一%の増加にたいし社会保険料は約一・二%の増加で、年収を上回る伸び率を示していた。

勤労者納税人員の推移と税負担率

大蔵省の国会提出資料によると、課税最低限がすえおかれているのにインフレによる名目賃金の上昇により、課税される給与所得者が増えつづけ、納税者の割合は七七年度の七四・二%から八二年度では八五・四%と一一・二%も上昇することになる(第3図)。これを八二年度予算案で見積られた給与所得者数でいうと、八一年度より六五万人増えて四一二〇万人となるのにたいし、そのうちの納税者数は三五一八万人と一〇二万人も増え、納税者割合も八一年度より一・二%高まる。

こうした納税者増をふくむ実質増税によって国民全体が一年間に稼ぎだした国民所得のうちの税金の割合つまり租税負担率が七五年以後急上昇し、八二年度予算案では敗戦後の混乱期だった一九四九年以降はじめて四分の一の二五%をこえている。すなわち大蔵省主税局でとりまとめた「租税および印紙収入予算の説明」によると、国民所得にたいする国税(特別会計分と専売納付金をふくむ)と地方税を合計した租税負担率は七五年度(決算額)には一八・四%だったが、その後毎年増えつづけ、八二年度(予算案)では二五・四%と見積られ、前年度税収にくらべて一三・四%の

伸びで国民所得の伸び九・二%(名目、八二年度政府経済見通し)を大きく上回る予測となっている。政府が策定した新経済社会七ヵ年計画では「自然増収は限られるから、租税負担の引きあげ措置[増税]を講じる」として、一九八五年度に二六・五%の租税負担率になることを見こんでいたが、八二年度の負担率はすでにその目標にあと一ポイントのところきており、実質増税が急テンポですすんでいることがうかがえる。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---